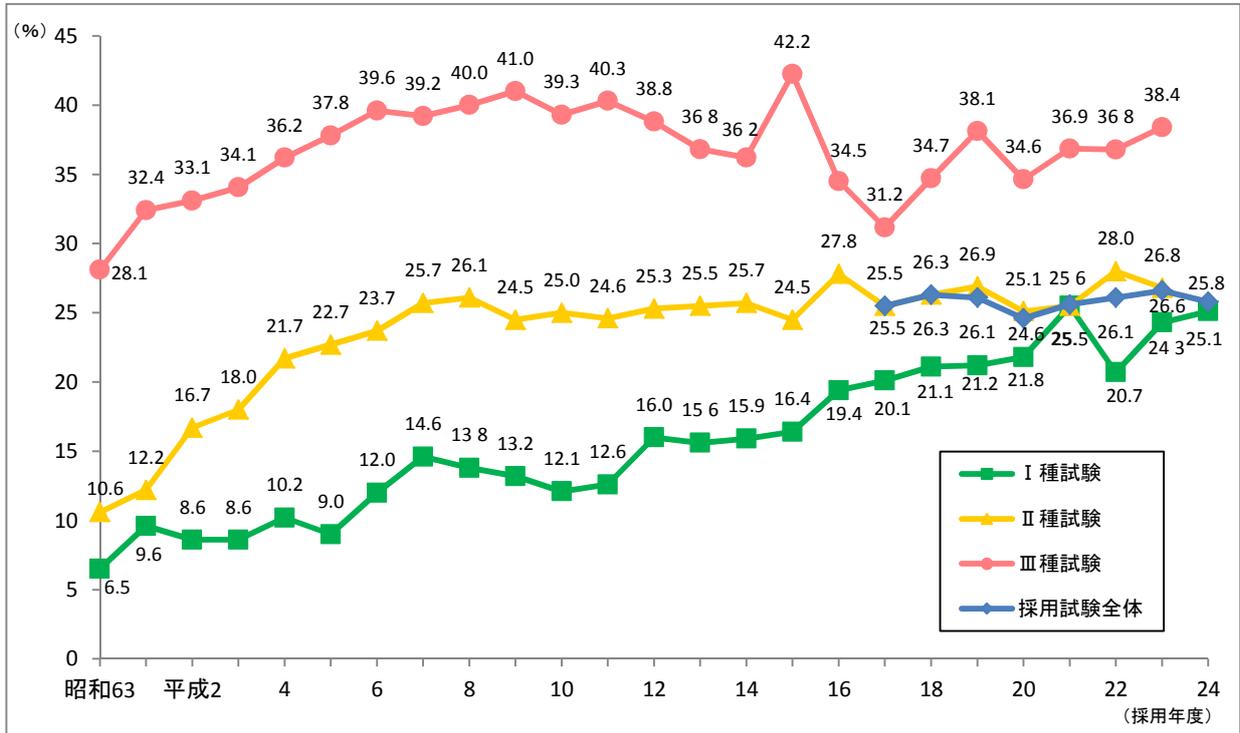
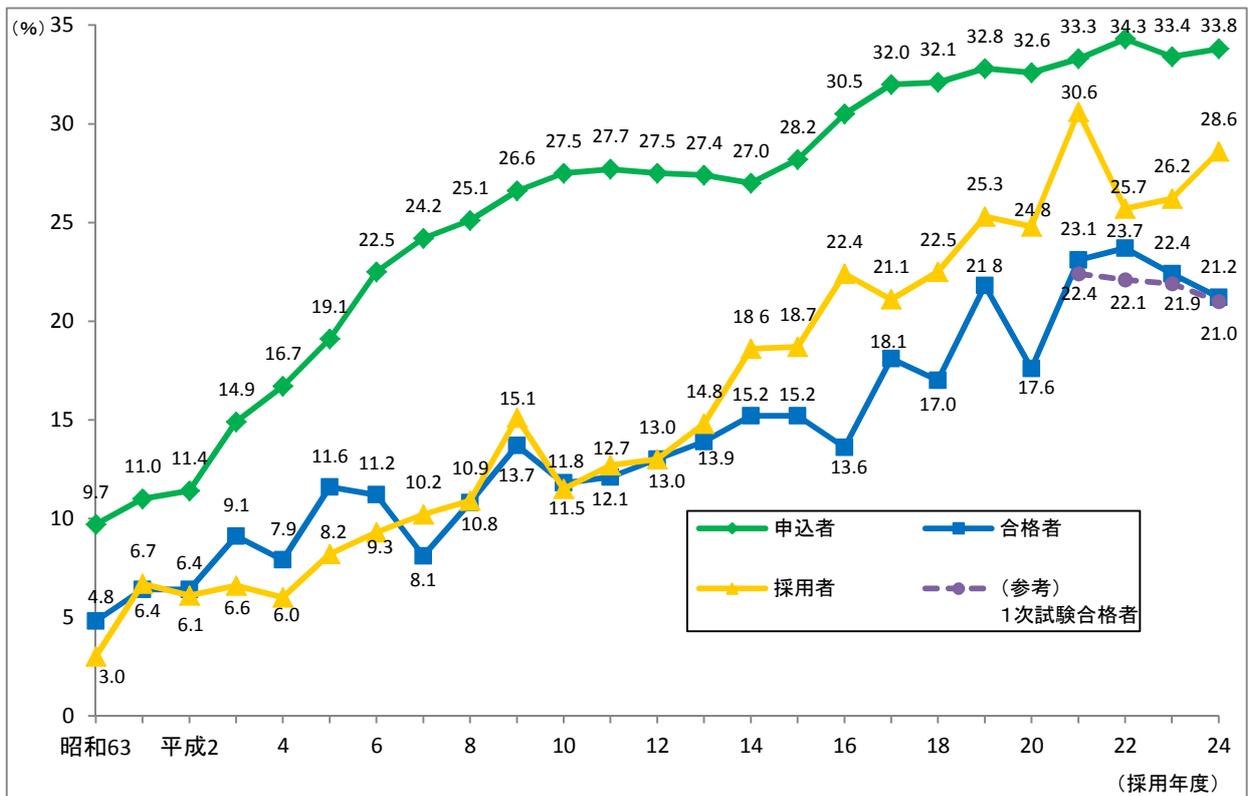


○ I・II・III種試験の採用者及び国家公務員採用試験全体に占める女性の割合の推移



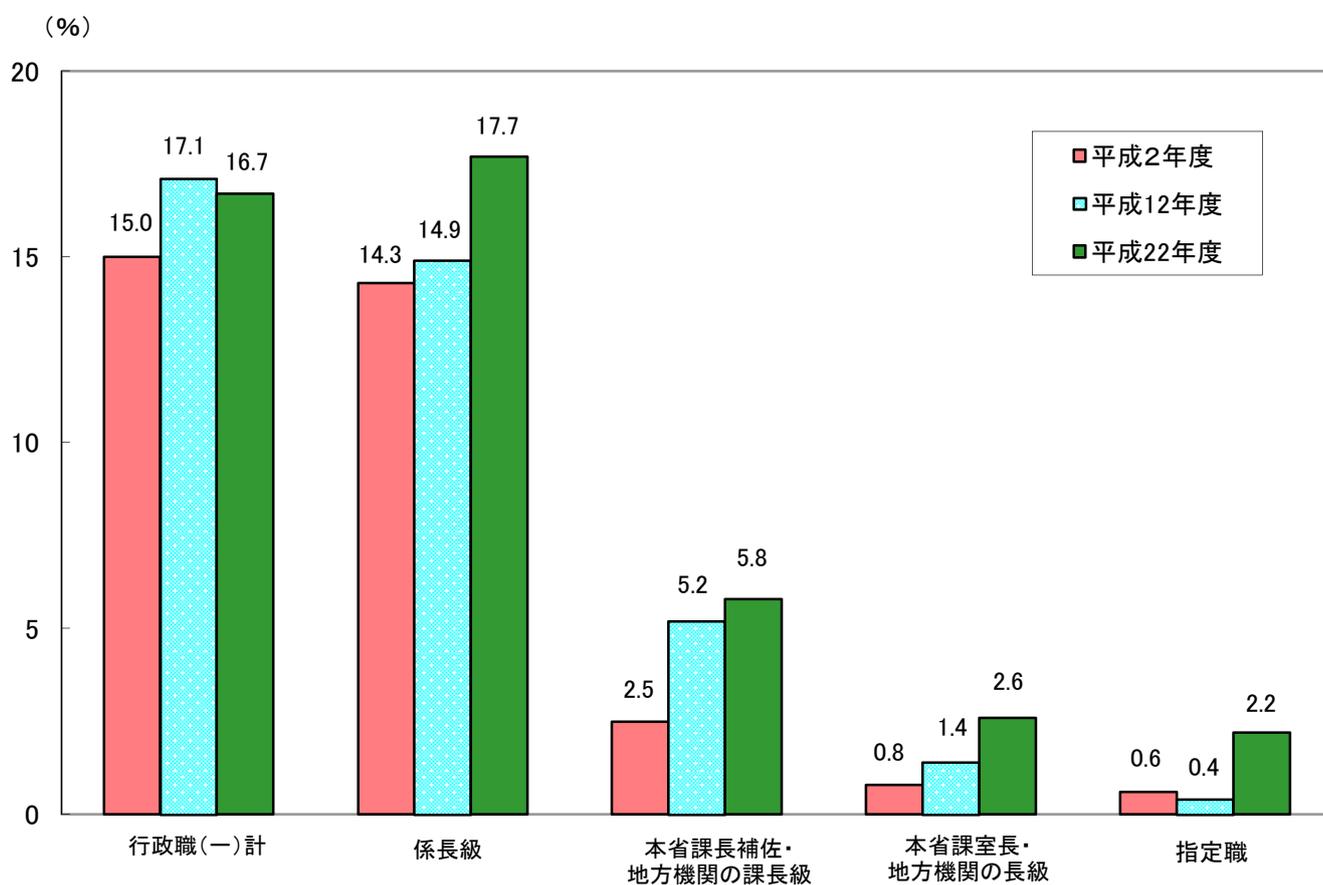
(注) 1. I種は当該年度(旧年度合格者等を含む。)の割合。II・III種は前年度に実施された試験に基づく割合。
 2. 平成24年度については、I種は24年4月1日現在、II・III種は24年3月31日現在の採用(内定)者に占める割合。

○ I種試験事務系(行政・法律・経済)区分の申込者・合格者・採用者に占める女性の割合の推移



(注) 1. 人事院資料に基づいて内閣府において作成
 2. 申込者・合格者は、前年度に実施された試験に基づく割合
 3. 採用者は、当該年度採用者数(旧年度合格者等を含む。)の割合
 4. 平成24年度採用は24年4月1日現在の採用者に占める割合

○ 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合

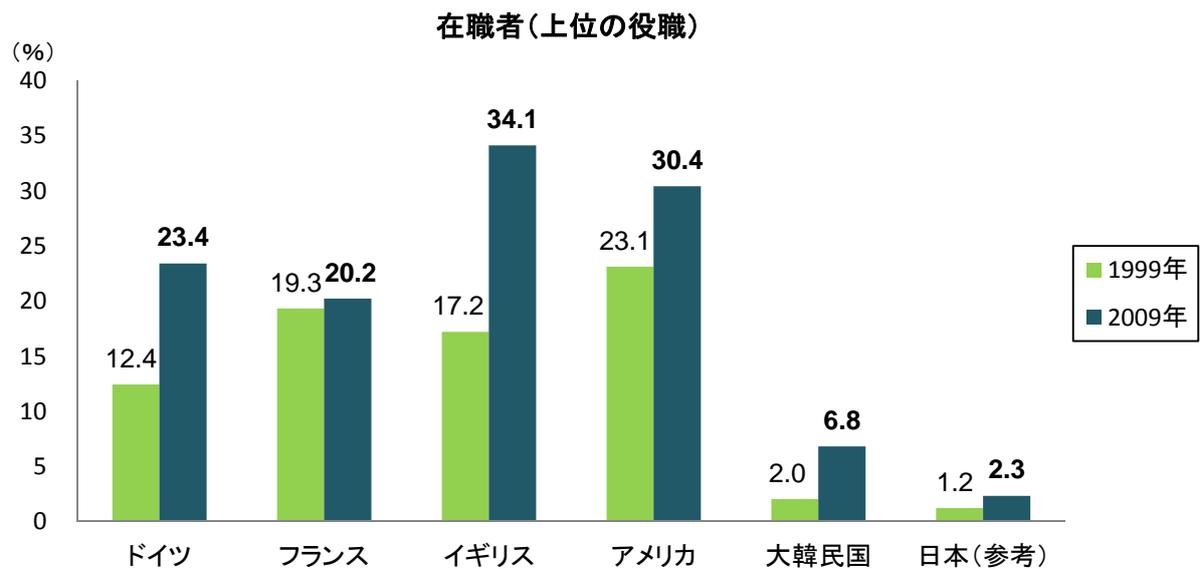
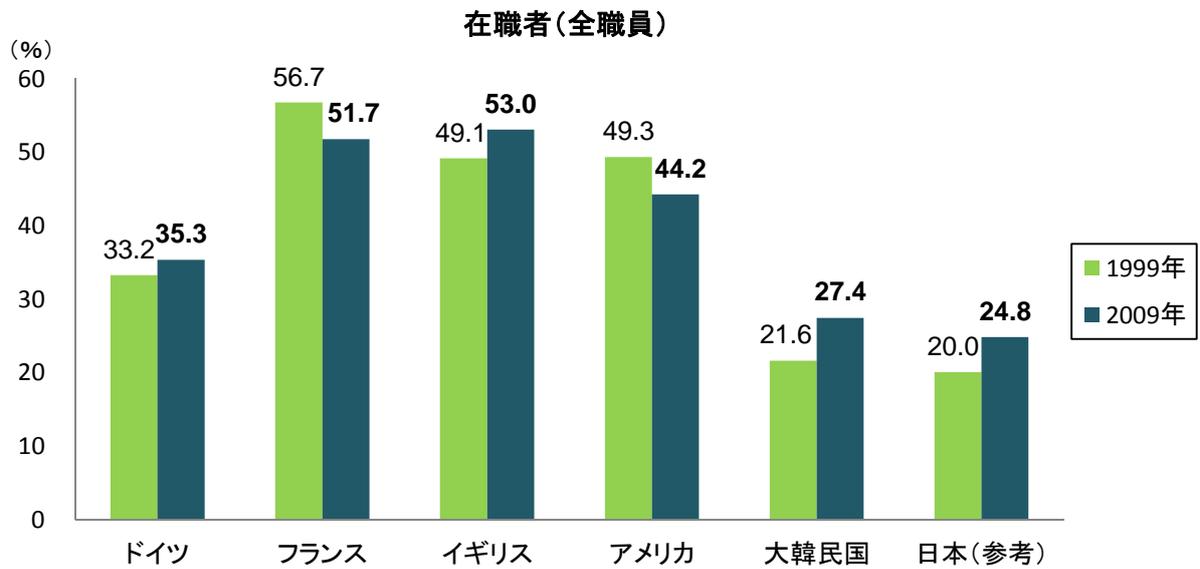


(備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。

2. 平成2年度、12年度は各年度末、22年度は1月15日現在の割合。

3. 係長級は、行政職俸給表(一)3, 4級(平成2年度及び12年度は旧4~6級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は、同5, 6級(同旧7, 8級)、本省課室長・地方機関の長級は、同7~10級(同旧9~11級)の適用者に占める女性の割合。

○ 諸外国の国家公務員に占める女性の割合



<注>

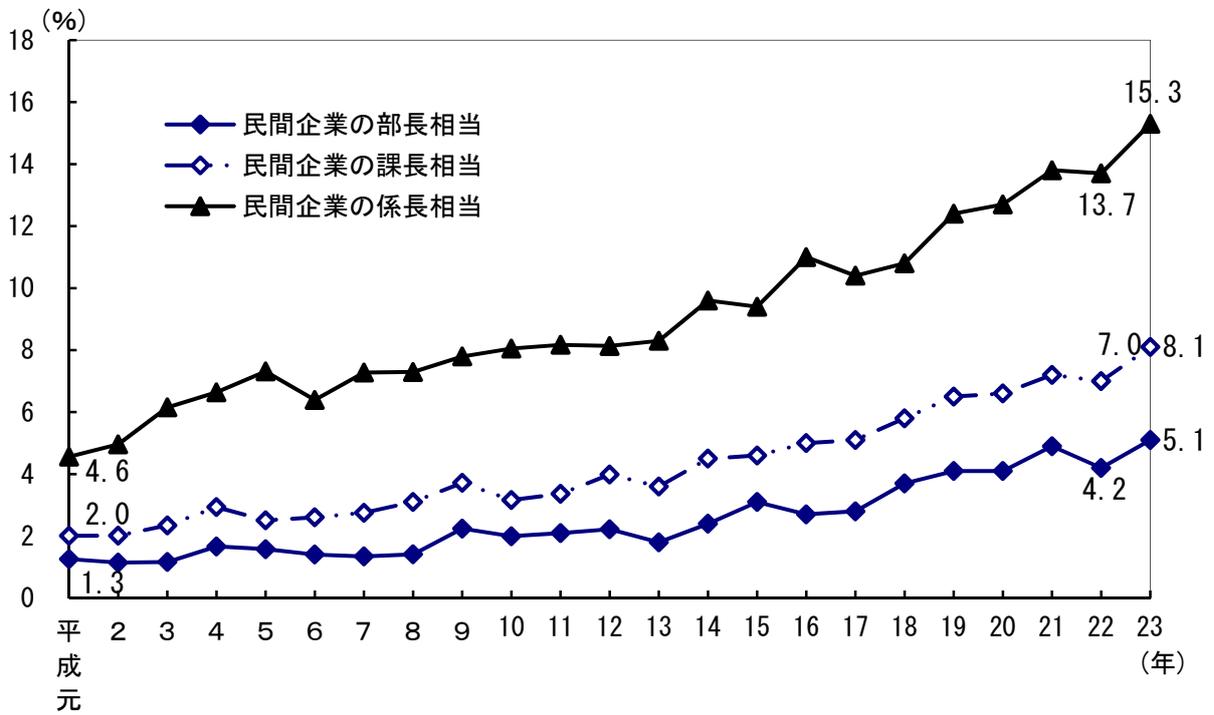
- ドイツ 「在職者」は、官吏と公務被用者の合計であり、間接部門は除く
「上位の役職」は本省庁の俸給表A-15等級（相当）以上
- フランス 「上位の役職」は課長級以上
在職者（全職員）・在職者（上位の役職）の2009年は2008年データ、1999年は1997年データ
- イギリス 「上位の役職」は上級公務員
在職者（全職員）・在職者（上位の役職）の2009年は2010年データ
- アメリカ 「上位の役職」は上級管理職
- 大韓民国 「上位の役職」は4級（課長）以上
- 日本 「上位の役職」は行政職（一）7級以上及び指定職

<資料出所>

- ドイツ 連邦平等法に基づく連邦政府提出第一次・第二次報告（連邦議会資料）をもとに集計
- フランス 行政公務員総局「年次報告書」
- イギリス 統計局「公務統計 2010」
- アメリカ 人事管理庁「2009年度連邦機会均等採用計画報告書」
- 大韓民国 行政安全部「行政安全白書」、「国家公務員人事統計」
- 日本 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」

※人事院「『女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針』参考資料」より作成

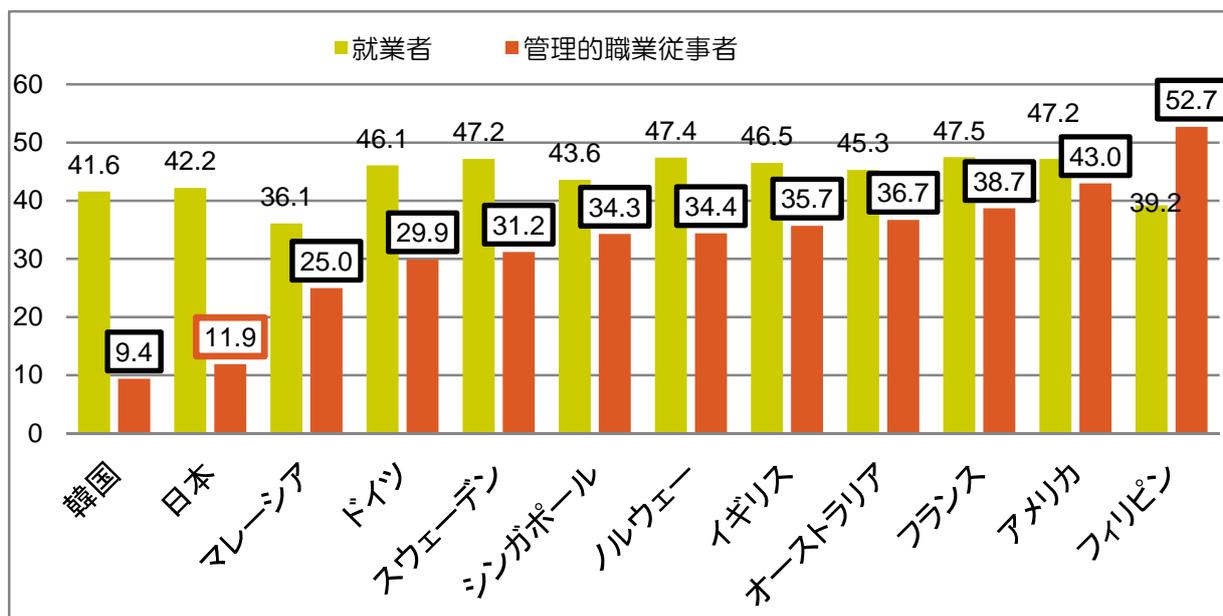
○民間企業の役職別管理職に占める女性割合の推移



(参考) 第3次男女共同参画基本計画における成果目標と現状値

項目	現状値	成果目標 (期限)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	7.2% (平成23年)	10%程度 (平成27年)

○諸外国における就業者、管理的職業従事者に占める女性割合



(備考) 1 労働力調査(基本集計)(平成23年、岩手県、宮城県及び福島県を除く)(総務省)、データブック国際労働比較2012((独)労働政策研究・研修機構)より作成。

2 日本は2011年、オーストラリアは2008年、その他の国は2010年のデータ。

3 「管理的職業従事者」とは、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等をいう。また、管理的職業従事者の定義は国によって異なる。

○上場企業の役員等に占める女性割合

	社数	役員			社外役員 (社外取締役など)			監査役			顧問・相談役など			合計			
		男性	女性	未回答	男性	女性	未回答	男性	女性	未回答	男性	女性	未回答	男性	女性	未回答	
合計	3,608	23,101	258	1,459	2,518	70	356	11,868	177	784	1,340	10	32	41,973	38,827	515	2,631
		(93.1%)	(1.0%)	(5.9%)	(85.5%)	(2.4%)	(12.1%)	(92.5%)	(1.4%)	(6.1%)	(97.0%)	(0.7%)	(2.3%)		(92.5%)	(1.2%)	(6.3%)
製造業	1,546	10,654	60	652	945	29	148	5,182	62	330	741	5	11	18,819	17,522	156	1,141
		93.7%	0.5%	5.7%	84.2%	2.6%	13.2%	93.0%	1.1%	5.9%	97.9%	0.7%	1.5%		93.1%	0.8%	6.1%
農林・水産	10	77	1	0	6	0	0	29	1	1	0	0	0	115	112	2	1
		98.7%	1.3%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	93.5%	3.2%	3.2%					97.4%	1.7%	0.9%
鉱業	9	42	0	22	6	0	5	22	0	12	3	0	1	113	73	0	40
		65.6%	0.0%	34.4%	54.5%	0.0%	45.5%	64.7%	0.0%	35.3%	75.0%	0.0%	25.0%		64.6%	0.0%	35.4%
建設	178	1,260	3	71	94	0	5	631	1	38	158	0	7	2,268	2,143	4	121
		94.5%	0.2%	5.3%	94.9%	0.0%	5.1%	94.2%	0.1%	5.7%	95.8%	0.0%	4.2%		94.5%	0.2%	5.3%
卸売・小売	647	3,946	50	209	413	16	47	2,093	29	118	171	1	9	7,102	6,623	96	383
		93.8%	1.2%	5.0%	86.8%	3.4%	9.9%	93.4%	1.3%	5.3%	94.5%	0.6%	5.0%		93.3%	1.4%	5.4%
金融・保険	181	1,268	3	136	175	9	26	646	7	54	50	0	2	2,376	2,139	19	218
		90.1%	0.2%	9.7%	83.3%	4.3%	12.4%	91.4%	1.0%	7.6%	96.2%	0.0%	3.8%		90.0%	0.8%	9.2%
不動産	116	591	13	37	81	1	10	359	10	12	20	1	0	1,135	1,051	25	59
		92.2%	2.0%	5.8%	88.0%	1.1%	10.9%	94.2%	2.6%	3.1%	95.2%	4.8%	0.0%		92.6%	2.2%	5.2%
運輸	128	1,059	6	74	116	1	16	458	1	32	34	0	1	1,798	1,667	8	123
		93.0%	0.5%	6.5%	87.2%	0.8%	12.0%	93.3%	0.2%	6.5%	97.1%	0.0%	2.9%		92.7%	0.4%	6.8%
通信	34	176	5	42	72	2	23	104	2	26	11	0	0	463	363	9	91
		78.9%	2.2%	18.8%	74.2%	2.1%	23.7%	78.8%	1.5%	19.7%	100.0%	0.0%	0.0%		78.4%	1.9%	19.7%
電気・ガス	24	213	2	42	30	2	3	94	2	18	25	0	0	431	362	6	63
		82.9%	0.8%	16.3%	85.7%	5.7%	8.6%	82.5%	1.8%	15.8%	100.0%	0.0%	0.0%		84.0%	1.4%	14.6%
サービス業	735	3,815	115	174	580	10	73	2,250	62	143	127	3	1	7,353	6,772	190	391
		93.0%	2.8%	4.2%	87.5%	1.5%	11.0%	91.6%	2.5%	5.8%	96.9%	2.3%	0.8%		92.1%	2.6%	5.3%

(出典) 平成23年版男女共同参画白書に掲載しているデータを基に作成。

(備考) 1. 2011年5月6日現在、「日経WHO'S WHO」(日本経済新聞デジタルメディアが収集した人事データファイル)に収録されている上場企業の役員級の現職者に関するデータより作成。

2. 役員には取締役、執行役などが含まれる。ただし執行役員は含まない。

3. 同じ人物が別の会社で役員に就いている場合には、別カウントしている。

4. 業種分類は、日経業種分類及び日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき内閣府で整理。

○地方公共団体の公共調達等における男女共同参画等の推進に関する取組状況
(平成 24 年 4 月 1 日現在)

1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等を推進するための項目設定の状況

(1) 設定団体数

都道府県では約 7 割、政令指定都市では約 5 割の団体が設定を行っているが、市区町村では設定を行っているのは 3%の団体となっている。

	設定団体数	全体に占める割合	全体数
都道府県	31	66%	47
政令指定都市	9	45%	20
市区町村	56	3%	1,722

(2) 設定項目

①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合、
②地方公共団体独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合の 2 項目で全体の約 7 割を占めている。

また、市区町村においては都道府県が設けている男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度等を活用して項目設定を行っている事例が多い。

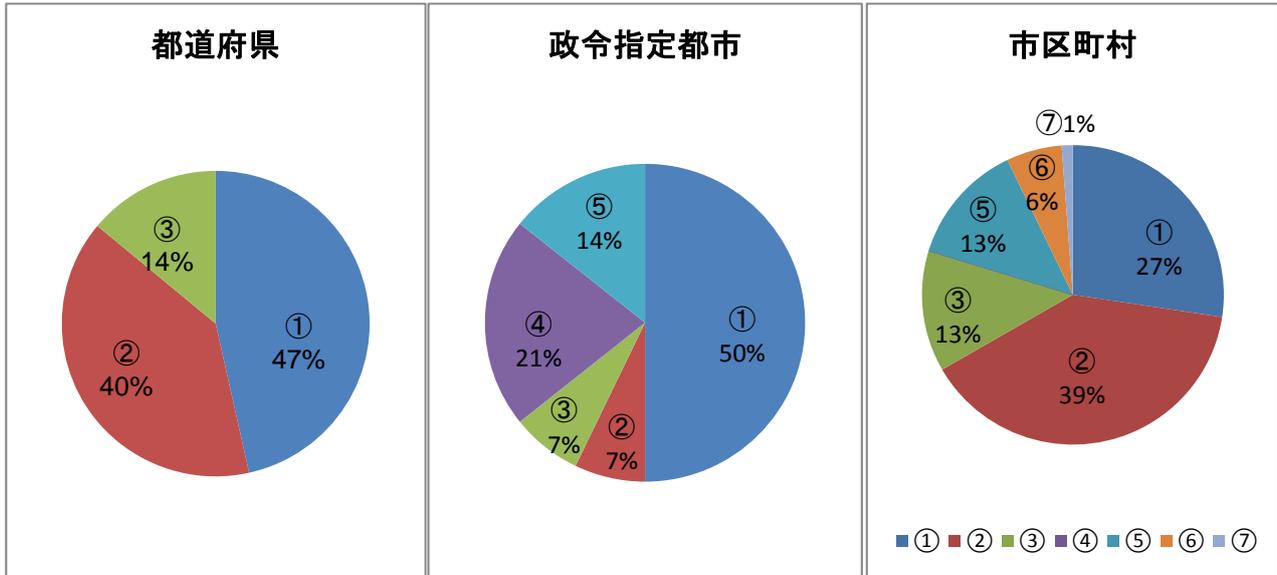
	①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合	②独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合	③就業規則において育児休業制度及び介護休業制度を設けている場合	④国又は地方公共団体の表彰を受賞している場合
都道府県	20	17	6	—
政令指定都市	7	1	1	3
市区町村	23	33	11	—

	⑤一定数以上の女性技術者を雇用している場合、一定率以上の女性を雇用している場合	⑥男女共同参画の研修・講習会を受講している場合	⑦その他 (男女共同参画問題、人権問題等に関し活動実績がある場合)	合計
都道府県	—	—	—	43
政令指定都市	2	—	—	14
市区町村	11	5	1	84

※ 1 団体で複数の項目を設定している場合があり、設定団体数とは合致しない。

※ 便宜上、上記①から⑦に基づいて分類し、整理を行った。

【参考：項目設定の割合】



(凡例)

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合
- ②独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合
- ③就業規則において育児休業制度及び介護休業制度を設けている場合
- ④国又は地方公共団体の表彰を受賞している場合
- ⑤一定数以上の女性技術者を雇用している場合、一定率以上の女性を雇用している場合
- ⑥男女共同参画の研修・講習会を受講している場合
- ⑦その他(男女共同参画問題、人権問題等に関し活動実績がある場合)

2 物品の購入等の競争参加資格審査において男女共同参画等を推進するための項目設定の状況

(1) 設定団体数

公共工事の競争参加資格審査における項目設定状況と比較すると、取組は一部の地方公共団体にとどまっている。都道府県や政令指定都市では約2割の団体が設定を行っている。

	設定団体数	全体に占める割合	全体数
都道府県	7	15%	47
政令指定都市	4	20%	20
市区町村	3	0.2%	1,722

(2) 設定項目

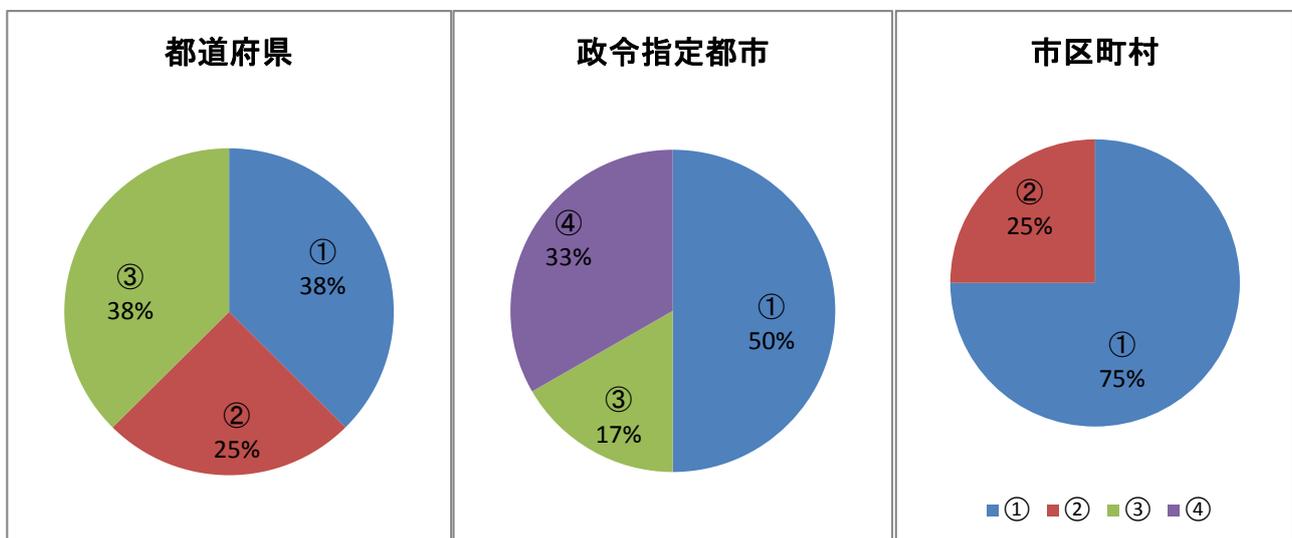
公共工事の競争参加資格審査における項目と同様に、①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合、②地方公共団体独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度等に基づく認証、登録を受けている場合の2項目で全体の約7割を占めている。

	①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合	②独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合	③就業規則において育児休業制度及び介護休業制度を設けている場合	④国又は地方公共団体の表彰を受賞している場合	合計
都道府県	3	2	3	—	8
政令指定都市	3	—	1	2	6
市区町村	3	1	—	—	4

※1団体で複数の項目を設定している場合があり、設定団体数とは合致しない。

※便宜上、上記①から④に基づいて分類し、整理を行った。

【項目設定の割合】



3 総合評価落札方式を適用する事業における男女共同参画等に関する項目設定の状況

(1) 設定団体数

男女共同参画等に関する項目設定は一部の地方公共団体にとどまっている。

	設定団体数	全体に占める割合	全体数
都道府県	3	6%	47
政令指定都市	4	20%	20
市区町村	33	2%	1,722

(2) 設定している事業

公共工事や庁舎等の施設管理業務において項目設定を行っている。

	公共工事	施設の管理業務 (清掃、警備業務等)	合計
都道府県	3	1	4
政令指定都市	3	1	4
市区町村	28	5	33

※1団体で複数の項目を設定している場合があり、設定団体数とは合致しない。

(3) 設定項目

市区町村においては、②都道府県が創設している男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度等を活用して項目設定を行っている場合、③就業規則において育児休業及び介護休業制度を設けている場合の2項目で全体の6割を占めている。

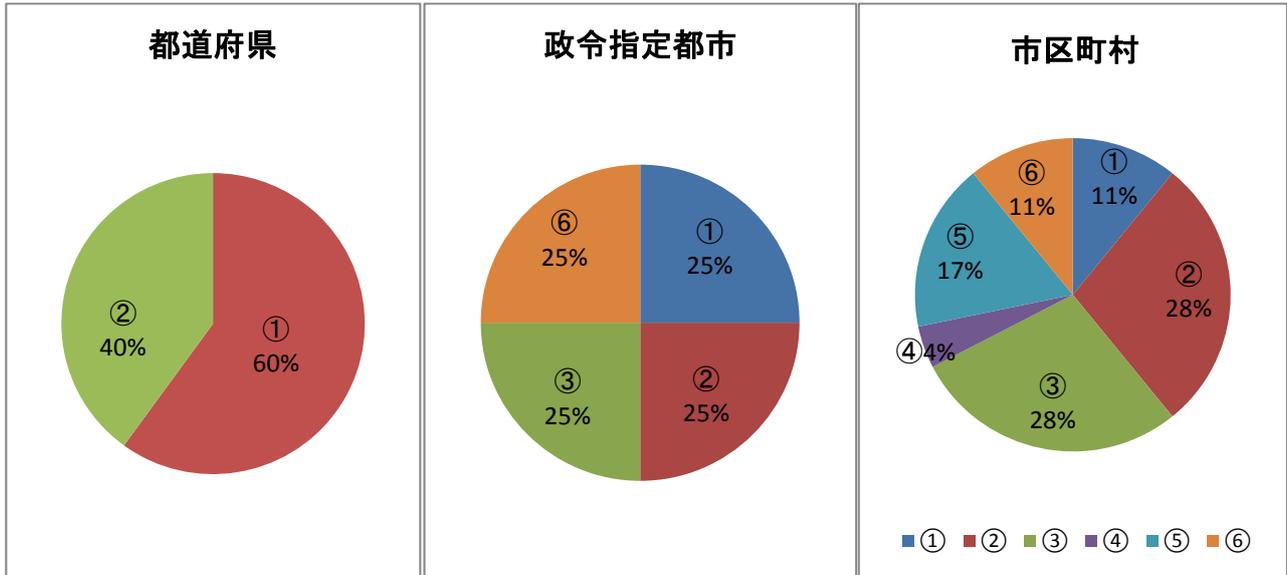
	①次世代育成支援 対策推進法に基づ く一般事業主行動 計画を策定、労働局 に届出している場 合	②独自の男女共同 参画やワーク・ライ フ・バランスの企業 認証制度に基づく 認証、登録を受けて いる場合	③就業規則におい て育児休業制度及 び介護休業制度を 設けている場合	④国又は地方公共 団体における表彰 を受賞している場 合
都道府県	—	3	2	—
政令指定都市	1	1	1	—
市区町村	5	13	13	2

	⑤一定数以上の女 性技術者を雇用し ている場合、一定率 以上の女性を雇用 している場合	⑥その他 (短時間勤務制度、始業・ 終業時刻の繰上げ・繰下 げの措置の導入等)	合計
都道府県	—	—	5
政令指定都市	—	1	4
市区町村	8	5	46

※1団体で複数の項目を設定している場合があり、設定団体数とは合致しない。

※便宜上、上記①から⑥に基づいて分類し、整理を行った。

【項目設定の割合】



(凡例)

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合
- ②独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合
- ③就業規則において育児休業制度及び介護休業制度を設けている場合
- ④国又は地方公共団体における表彰を受賞している場合
- ⑤一定数以上の女性技術者を雇用している場合、一定率以上の女性を雇用している場合
- ⑥その他(短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置の導入等)

4 その他の公共調達における男女共同参画等を推進するための取組状況

(1) 設定団体数

都道府県では約3割、政令指定都市では約4割の団体が様々な調達において項目設定を行っている。

	設定団体数	全体に占める割合	全体数
都道府県	13	28%	47
政令指定都市	7	35%	20
市区町村	16	1%	1,722

(2) 取組項目

都道府県においては①地方公共団体独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合から優先調達を行う、市町村においては⑥指名競争入札等の業者登録をする場合、「男女共同参画推進状況に関する届出書」の提出を義務付けるなどの取組が行われている。

また、指定管理者の公募やプロポーザル方式等の評価項目に設定している例もある。

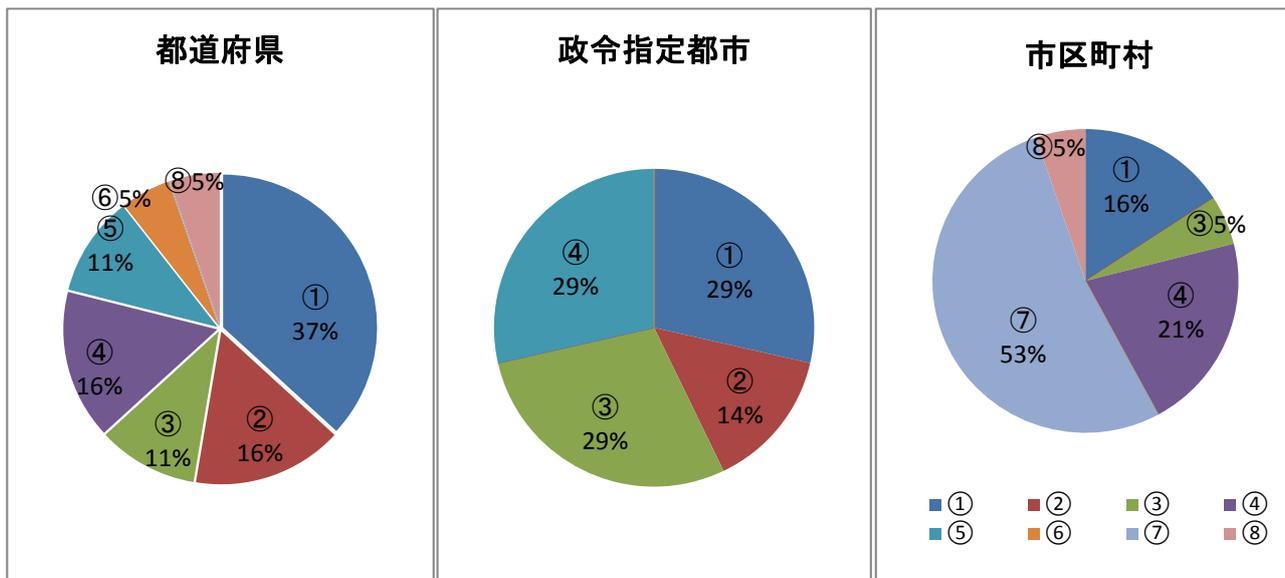
	①指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	②清掃、設備保守業務等の競争入札参加資格における項目の設定	③指定管理者公募選定における評価項目の設定	④プロポーザル方式における評価項目の設定
都道府県	7	3	2	3
政令指定都市	2	1	2	—
市区町村	3	—	1	4

	⑤指名競争入札の資格審査における評価項目の設定	⑥指名競争入札の総合評価落札方式における評価項目の設定	⑦業者登録をする場合、「男女共同参画推進状況に関する届出書」の提出	⑧その他 (入札参加資格者名簿上で登録企業を確認できる等)	合計
都道府県	2	1	—	1	19
政令指定都市	2	—	—	—	7
市区町村	—	—	10	1	19

※1団体で複数の項目を設定している場合があり、設定団体数とは合致しない。

※便宜上、上記①から⑦に基づいて分類し、整理を行った。

【項目設定の割合】



(凡例)

- ①指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達
- ②清掃、設備保守業務等の競争入札参加資格における項目の設定
- ③指定管理者公募選定における評価項目の設定
- ④プロポーザル方式における評価項目の設定
- ⑤指名競争入札の資格審査における評価項目の設定
- ⑥指名競争入札の総合評価落札方式における評価項目の設定
- ⑦業者登録をする場合、「男女共同参画推進状況に関する届出書」の提出
- ⑧その他(入札参加資格者名簿上で登録企業を確認できる等)

ワーキング・グループの設置等について

平成 24 年 9 月 28 日
基本問題・影響調査専門調査会

1 設置

基本問題・影響調査専門調査会（以下「調査会」という。）において、「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）の重点施策の一つとして位置づけられた「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」を受け、同計画において検討することとされた以下の課題等につき、主に法制的な観点から調査検討を行うため、調査会に「女性の活躍促進ワーキング・グループ」を設置する。

- ・ 公共調達を通じた女性の活躍の推進方策の検討
- ・ 女性の活躍を支援するための事業等の在り方の検討
- ・ 国家公務員の採用・登用におけるポジティブ・アクションの検討

2 構成

ワーキング・グループは、別紙の委員により構成する。

3 運営

ワーキング・グループの運営は、調査会運営規則の規定するところに準ずるものとし、これにより難しい場合には、座長が、ワーキング・グループの意見を聞いて、取扱いを定めるものとする。

(別紙)

女性の活躍促進ワーキング・グループ 委員名簿

平成24年9月28日現在
(50音順、敬称略)

上村 敏之	関西学院大学教授
碓井 光明	明治大学大学院教授
岡田 真理子	和歌山大学准教授
※岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
◎※鹿嶋 敬	実践女子大学教授
榊原 智子	読売新聞東京本社編集局社会保障部
○※辻村 みよ子	東北大学大学院教授
中窪 裕也	一橋大学大学院教授
藤谷 武史	東京大学社会科学研究所准教授
巻 美矢紀	千葉大学大学院准教授
山川 隆一	慶應義塾大学大学院教授
山本 隆司	東京大学大学院教授

(◎座長、○座長代理、※印:男女共同参画会議議員)

基本問題・影響調査専門調査会等の開催状況

基本問題・影響調査専門調査会

- 第4回 平成24年9月28日（金） 女性の活躍促進WGの設置等
 第5回 12月12日（水） これまでの議論の取りまとめ

女性の活躍促進ワーキング・グループ

- 第1回 平成24年9月28日（金） 行政分野（国家公務員の採用・登用）、
雇用分野の課題の検討
- 第2回 10月24日（水） 女性の活躍を支援するための事業等
（補助金）の課題の検討
- 第3回 11月1日（木） 公共調達分野の課題の検討
- 第4回 12月3日（月） これまでの議論の取りまとめ（案）の
検討

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 委員名簿

平成24年9月28日現在

(50音順、敬称略)

- | | |
|---------|---------------------------|
| ○上村 敏之 | 関西学院大学教授 |
| ○碓井 光明 | 明治大学大学院教授 |
| ○岡田 真理子 | 和歌山大学准教授 |
| ○岡本 直美 | 日本労働組合総連合会会長代行 |
| ☆●鹿嶋 敬 | 実践女子大学教授 |
| 勝間 和代 | 経済評論家 |
| 加藤 さゆり | 長野県副知事、前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長 |
| ○榊原 智子 | 読売新聞東京本社編集局社会保障部 |
| ○辻村 みよ子 | 東北大学大学院法学研究科教授 |
| ○中窪 裕也 | 一橋大学大学院教授 |
| ○藤谷 武史 | 東京大学社会科学研究所准教授 |
| ○巻 美矢紀 | 千葉大学大学院准教授 |
| ○山川 隆一 | 慶應義塾大学大学院教授 |
| ◎山田 昌弘 | 中央大学教授 |
| ○山本 隆司 | 東京大学大学院教授 |

◎印：会長、☆印：会長代理

●印：女性の活躍促進WG座長、○印：女性の活躍促進WG委員